

(件名) 県議会に「原発問題等に関する特別委員会」の設置を求める陳情書

(陳情の趣旨)

鹿児島県議会に設置されていた「原発問題等に関する特別委員会(原特委)」は、2015年6月、議会運営委員会での異例の採決の結果、廃止されてしまいました。その前年の11月臨時県議会で、川内原発の再稼働「同意」が議決されたため、「原特委は一定の役割を果たした」という判断だったようです。

しかし、この「再稼働同意」によって川内原発をめぐる問題が「一件落着」となったのでしょうか。全くそうではありません。

①川内原発1号機は今年7月に稼働35年を超え、2号機も10月に超えます。法の定めた原発の寿命は40年ですが、原子力規制委員会が認可すれば、さらに20年運転できます。九電は20年延長を否定していません。老朽原発を20年も動かし続けることは非は、鹿児島県全体の大きな課題です。今から問題点を把握し、どう対応するのかという論議を始めることは、県議会に課せられた喫緊の課題です。九電が運転延長に向け具体的に動き出してからでは遅いのです。20年延長問題の先には、3号機増設問題も潜んでいます。

②原発を動かす限り発生し続ける放射能を帯びた使用済み核燃料は、どこで、どのように処理するのでしょうか。川内原発の使用済み核燃料プールは数年から10年近いうちに満杯になります。薩摩川内市がずっと使用済み核燃料置き場となってしまう危険性はないのでしょうか。使用済み核燃料を処理した後に発生する高レベル放射性廃棄物は、もっと厄介で、万年単位の管理が必要とされています。誰が、どこに、どのように管理するのでしょうか。鹿児島県内に最終処分場を造ろうとする動きは密かに続いているようにも思えます。

③住民の命に直結する「原発災害避難計画」は、その実効性について、なお根強い不安と不信が残っています。

④火山の破局的噴火への対応は、火山学者の多くが規制委員会の基準と審査の在り方に強い疑問を述べ、「モニタリングによって前兆を把握し適切に対処する」という九電の主張に対しても「根拠が薄い」と指摘しています。

原発は、万一の過酷事故を起こすなら、住民の人格権を侵害する危険性を持つ核施設です。

私たちは、原発立地県の県議会には、原発問題やエネルギー問題について、特化して集中した議論が出来る場が不可欠だと考えています。県民の代表である県議会が、常に監視の目を光らせておかなければなりません。

鹿児島県は2016年12月、「原子力安全・避難計画等防災専門委員会」を設置しましたが、同委員会は2017年2月、「原子力発電所自体の是非については、検討対象外」とする意見書を公表しました。

議論の進め方について、このような制約をあらかじめ設けるのではなく、自由に意見表明し議論ができる「原発問題等に関する特別委員会」を再び設置し、県議会としての原発・エネルギー問題への情報発信力を高め、また九電や県当局への監視力を発

揮するべきです。「原発問題等に関する特別委員会」で論議を尽くすことが限りなく重要になっています。一刻も早く研究・論議を始めてください。

上記の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

一、鹿児島県議会に「原発問題等に関する特別委員会」を設置すること。

以上